

資産運用報告の適正性に関する確認書

2019年4月12日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所	在地	東京都千代田区麹町三丁目6番地5
不動産投資信託証券発行者名	伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	
(コード: 3493)		
代表者の役職・氏名 執行役員		

(署名) 東海林淳一

本投資法人の執行役員である東海林淳一は、本投資法人の2018年5月1日から2019年1月31日までの第1期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）（以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産の保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。第1期営業期間の決算日時点において、本投資法人は、資産の運用に係る業務等を伊藤忠リート・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務並びに資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に、納税に関する事務等に係る一般事務をPwC税理士法人に、投資主名簿管理等に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」と総称します。）に、それぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は、PwCあらた有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告作成のプロセス

一般事務受託者である三井住友信託銀行株式会社から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社において、「業務分掌規程」に基づき、財務経理部が、各関係部署より受領した重要な情報等に基づいて、資産運用報告原案を作成しております。なお、作成された原案については、法律事務所及び税理士法人による助言並びに会計監査人による監査を受け、投信法第131条第2項の規定に基づき、2019年3月14日付本投資法人の役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者である三井住友信託銀行株式会社から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社内で本投資法人に係る重要な情報等を確認の上、当該資産運用報告が作成されております。
- (2) 本投資法人に関する重要な事項は、本投資法人役員会に付議又は報告されております。
- (3) 森・濱田松本法律事務所より、資産運用報告の作成に際して、投信法、投資法人の計算に関する規則等に関する適法性についての確認と助言を受けております。
- (4) 本投資法人の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人より、投信法第130条に規定される会計監査を受け、同法第131条に基づく会計監査報告を受領しております。

- (5) 税務に関する事項は、PwC税理士法人による確認と助言を受けております。
- (6) 資産運用会社において、本投資法人の投資主が適切な投資判断を形成するために必要な開示の要件と手続の根幹を定める「開示規程」に基づき、適正に開示が行われていることを確認いたしました。

以上